

札を立候。乍去札之書様不繼候に付、入御披見候事雖成候間、七日之内ひそかに爲告知其身罷出、御穿鑿着候はば、最前御定之御褒美之上、増被下候様に可申上候。此事不申顯候は、右之札意趣可爲立者也。

十月廿一日

奥村 源左衛門

岡嶋 市郎兵衛

小塚 藤右衛門

右之通り書き調へ立て置かけれども何の事も無之。然りとすへども難指置。江戸へ下向也。江戸参著の上利常卿より其の旨言上被成けれど、證もなき事故、湯嶋町に徒に年月を送り、慶安四年五月廿日本郷五丁目の宿にて終に病死すと云々。按ずるに、慶長十九年穿鑿の頃より耶蘇宗徒の子孫多き中にも、内藤徳庵が男采女好次は父徳庵と共に放送せられしかど、徳庵死後歸朝し、名休甫と稱し、其の子孫吾が藩士と成り連綿す。内藤系譜に云ふ。元祖内藤徳庵、信長公時稱飛騨守領丹波一國。其後流浪仕于加藤清正。給五千石住肥後熊本。慶長元年仕瑞龍公賜四千石。蓋依耶

蘇宗徒。同十九年與高山南坊一集被放異國。其頃悴休甫率願一集相越處、父徳庵元和二年於異國病死、依之休甫歸朝。金澤復住、然處重而就穿鑿寛永廿年被召、江戸。正保二年歸金澤。賜十人扶持。寄宿神戶清庵宅。勝手不如意、率願在郷于能州羽咋郡荻谷村。延寶元年病死。其子又助、彌左衛門兩人五人扶持宛賜之、とありて、是より後代々荻谷村に居住せし處、安永四年六月情願の趣有之、金澤へ出で、外諸士とひとしく勤仕し、天明五年百石賜はり子孫連綿す。此の外吉利支丹末類とて所謂ころび吉利支丹の子孫多かりしかど、追々年曆を経て、文政五年の末類縮帳に、石川郡宮腰町酒屋孫兵衛、悴本人同前道休、孫與三兵衛、曾孫七兵衛、玄孫市兵衛、せがれ幸右衛門、當午年七十歳金澤材木町自宅居住と記載し、文政五年右一人残り居たる由見たり。此の者死後全く絶えたりしかど、明治維新後再び金澤市中等耶蘇宗徒の者追々多く相成り、所謂伴天連の如き者も追々金澤に寓居する事とは成りたり。

○西 町

此の町は、所謂尾山八町の一町なり。金澤城郭の西方に當

れるを以て、西町と呼び初めたるもの也。加府事迹實錄に云ふ。佐久間氏の時代は西町口大手なり。其の昔一揆當城を襲ひ防戦す。今堤町書肆三箇屋邊則ち古戰場也と。三州志來因概覽附錄にも、昔佐久間盛政領主たりし頃、自ら城繩を改め、東方に塹を掘り、西町口をば正門となしたるよしひ傳へたりとぞ。

○西 町 橋

金澤橋梁記に、すぢかひ橋西町のはし也とあれば、橋名はすぢかひ橋といへりと聞ゆ。但し其の名後に絶えたりけん。此の橋は内惣構堀へ架けたる往來橋なりといへども、廢藩後惣構堀を埋め、今は橋も絶えてなし。

○坂井就安番邸

延寶金澤圖を考ふるに、西町橋の高南側の角和田七兵衛、其の隣坂井就安とあり。元祿元年士帳に、二百石坂井就安、二百石坂井泰順とありて、父子共二百石賜はりしにや。元祖就安は寛永四年士帳に、御藥師衆二百石就安とあり。元祿元年坂井泰順の由緒書に、會祖父坂井就安者小瀬甫庵之長男也。十七歳の時坂井下總の婿養子と成り、氏を坂

井と改む。初め堀尾帶刀に仕へ、帶刀死去の後暇申請、慶長二十年加州へ來り、微妙公へ製薬を差上げける處、御相應に付て可被召抱旨御意候へども、仕官をいとひ、遂て辭退申上。然處大坂御陣の時分御雇分として御供被召連、御近所に罷在候て、斬首の一二を記しける。依つて御歸陣の後知行二百石の御墨付被成下。是又辭退申上る處、老中何茂頂戴仕可然之旨強ひて被申に付頂戴仕處、御意を以て能き知行所を撰み被出被爲下。此以後御加増の思召にて、能州富木・加州野々市・松任都合一萬石之御代官被仰付、石八升宛口米被下、并に金澤河原町之役夫を被爲下。常に御近所に被召仕、就安之自宅へ茂三度まで被爲成、御眞筆の御書も度々被成下、今以所持仕とあり、また毛利隼之助の拾葉名言記に、坂井先就安に松任野々市の代官仰付られし事あり。兩村以の外かじけ、宿の役も難動とて訴訟申上げ、るにより、就安吟味仕る上を以て其の段申上候處、松任は利長様若き御時の御城下なる間、一作つくり取に可仕由被仰出、忝がり申すなり。夫より松任野々市兩宿共に、手なり能く罷成なり。又其時分才川大河二筋に成